

Title	「普通の国」論再考：冷戦後日本の外交と政治
Sub Title	Japanese diplomacy and domestic politics after the cold war : "Japan as a normal country" revisited
Author	添谷 芳秀(Soeya, Yoshihide)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.3 (2010. 3) ,p.21- 40
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20100328-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「普通の国」論再考

——冷戦後日本の外交と政治——

添 谷 芳 秀

はじめに

国際平和協力への参画

日米同盟の「再確認」

人間の安全保障

冷戦後日本外交をめぐる政治
おわりに

はじめに

冷戦後の日本外交論は、その変化の過大評価と過小評価の間を揺れ動いている。その混乱ぶりは、「普通の国」論に関する解釈に最も象徴的に表れているように思う。日本で「普通の国」論を積極的に唱える論者の多くは、主に憲法第九条に由来する様々な制約を問題にし、それに縛られる日本外交は「普通の国」の役割を全く果たし

得ていないという現状認識に立っている。それに対して、一般的に諸外国においては、「普通の国」化とは、日本が軍事力の拡大も含めて、伝統的な安全保障の領域における役割の拡大を求める政治的变化として理解されている。それは、隣国の韓国や中国における日本外交論では圧倒的に主流の見方であり、さらにその他のアジア諸国や欧米諸国における多くの考察も、必ずしも例外ではない。⁽¹⁾

本稿は、「普通の国」をめぐる日本での論争や諸外国の研究動向自体を分析の対象とするものではない。たとえば中国や韓国で優勢な日本外交論を分析しても、それは決して日本外交自体の理解にはつながらず、両国の対日外交の背景分析にしかならないだろう。そこで本稿は、以下の二点を明らかにすることを目的とする。

第一は、冷戦後日本外交の変化の内実そのものである。一九九〇年代日本外交の変化の原点は、一九九一年の湾岸戦争への不適合に対するトラウマにあった。⁽²⁾そして、その変化は、自衛隊の国連平和維持活動(PKO)への参加にみられるように、基本的に国際主義的傾向の強いものであった。それは、諸外国の「普通の国」論が一般的に示唆する国家主義的衝動に基づく変化などではなかった。同様のことは、以下でみるように、一九九〇年代半ばに進行した日米同盟の「再確認」に関しても指摘できる。

しかし、こうした冷戦後日本外交の変化をめぐる国内政治状況は混乱していた。それを解き明かすことが、本稿の第二の目的である。「普通の国」論を唱える多くの政治アクターは、冷戦後の国際政治情勢の変化に対応するために、憲法に由来する従来の制約を乗り越える必要性を感じている点では共通していた。しかし、なぜそれが必要なかという問題設定においては、必ずしも相容れないふたつの立場や動機が存在していた。第一は、上述した国際主義的な立場であり、それが湾岸戦争以来一九九〇年代の変化を主導した。もうひとつは、基本的に内向きの問題設定から出発する保守的衝動であった。日本の保守派は、一九九〇年代後半以降の対中感情の急速な悪化と北朝鮮問題をめぐる強硬な世論に乗ずる形で、二〇〇〇年代に入って、日本外交に「主体性」を取り戻

すこと自体が自己目的化したかのような外交論を唱えるようになる。

上述した諸外国に優勢な「普通の国」論は、この後者の傾向が冷戦後日本外交の変化の主流を形成するという理解に基づいている。しかし、この議論は、二つの意味で重大な欠陥を抱えているといえるだろう。第一に、「普通の国」化として議論される冷戦後日本外交の変化は、国際主義的動機に基づくものであったからこそ起きたのであって、とりわけその出発点となった一九九〇年代当初の日本外交から国家主義的衝動を読み取ることが、実証的にほとんど不可能である。このことは、本稿が第一に明らかにしようとする冷戦後日本外交の変化の内実に関連する。

第二に、「普通の国」化を国家主義と同一視する見方は、冷戦後日本外交をめぐる国内政治理解において誤りを犯している。保守的衝動は、それが変化の主流を形成しているからではなく、国際主義的動機に基づく変化のなかで一定の役割を果たしているから重要なのである。そのことを明らかにすることが、本稿の第二の目的となる。

以下、まず、一九九〇年代はじめに実現した自衛隊による国際平和協力への参画、九〇年代半ばの日米同盟の「再確認」、そして九〇年代後半に日本外交の中心的課題として浮上した人間の安全保障を考察することで、第一の課題である冷戦後日本外交の変化の特徴を明らかにしてみよう。

国際平和協力への参画

冷戦後の日本外交に起きた最初の重要な変化は、国連平和維持活動への自衛隊派遣であった。周知のとおり、その契機となったのは一九九一年の湾岸戦争であった。九〇年八月にイラクがクウェートに軍事侵攻すると、当

時の海部俊樹内閣は、多国籍軍により軍事行動がとられた場合に備えて自衛隊の後方支援参加を可能にすべく、法案の検討を始めた。しかし、社会的、政治的にまだ自衛隊の海外派遣へのアレルギーが根強く残っているなかで、日本政府の試みは挫折した。⁽³⁾ 九一年一月に国連のお墨付きを得た米国主導の多国籍軍がイラク攻撃に踏み切ると、日本政府は最終的に総額一三〇億ドルに上る資金援助で急場をしのごうとしたが、それは「小切手外交」と揶揄されることとなる。

湾岸戦争が二カ月もかからず終息するころ、カンボジア紛争が終息に向かっていた。国連安全保障理事会常任理事国 (P5) による努力は、一九九一年一〇月のカンボジア和平に関するパリ合意に結実した。⁽⁴⁾ その合意に基づきカンボジア暫定統治機構 (UNTAAC) が設立され、九二年三月に国連事務次長の明石康が UNTAAC の国連事務総長特別代表として赴任した。日本政府は、UNTAAC に自衛隊を参加させるべく、九二年六月に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(国際平和協力法) を成立させ、九月に戦後初の自衛隊による国際連合平和維持活動への参加が実現した。

当時日本の政治や社会は、この種の国際安全保障への参画を「国際貢献」と呼んだ。「普通の国」論との関連でいえば、通常の主権国家であれば当然に果たすべき国際的義務を、戦後日本がようやく果たすようになったという意味で「普通の国」に近づいた、というのが当局者の大方の感覚であった。それは、その後日本外交が力を入れることになる、国連安保理の常任理事国入りを目指す外交と共鳴する感覚でもあった。⁽⁵⁾

自衛隊による UNTAAC での活動が無事終了すると、それまでの典型的な警戒論は日本内外において急速に影響を潜めた。そして、その後日本の自衛隊による国際連合平和維持活動への参加は、ザイル、モザンビーク、ゴラン高原、東チモールへと、着実に拡大していった。⁽⁶⁾ しかし、国際平和協力法は以下のいわゆる「PKO 参加五原則」を定めており、自衛隊の活動は、いうまでもなく憲法九条が規定する制約の下に置かれている。⁽⁷⁾

一、紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること。

二、当該平和維持隊が活動する地域に属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること。

三、当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること。

四、上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することが出来ること。

五、武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。

こうした制約の下ではあっても、日本の自衛隊による国連平和維持活動への参加実績が積み重なるにつれて、憲法改正をめぐる日本の世論状況にも変化がみられるようになった。たとえば、読売新聞による世論調査は、憲法九条の改正に賛成する世論が一九八六年の二二・六％から九五年には五〇・四％へと倍増したことを示していた。そして、憲法九条の改正に賛成する世論のうち約六割が、憲法が日本の「国際貢献」への参画を妨げていることをその第一の理由としていたのである。⁽⁸⁾ そもそも、九一年の湾岸戦争を契機として浮上した「普通の国」論は、国際安全保障問題に「貢献」できない日本外交を根本的な問題としてとらえていたのであり、その感覚は、九〇年代の経験をとおして、憲法改正を求める世論にもおおむね根づいていったといつてよいだろう。

日米同盟の「再確認」

こうして冷戦後の日本外交は、国連平和維持活動への自衛隊の参加実績を積む形で「普通の国」への歩みを始めた。続いて日本政府が取り組んだのが、日米同盟の「再確認」であった。日本の外交当局は、この時の日米同盟の変化を「再定義」と呼ぶことをきらい、「再確認」という表現にこだわった。そこには、日米同盟を活性化する過程とその内実は、本来であれば国際環境の変化とは無関係に、ずっと以前に実現しているべきであったという外交当局の思いが込められていた。すなわち、日米同盟がやっと「普通」の同盟関係に向かって動きはじめたのであって、その意味で本来の日米同盟の「再確認」であったのである。

また同時に、日本の外交当局の「再確認」という表現へのこだわりは、当時より一般的であった「再定義」という意義づけに対する違和感をも反映していた。日米同盟の「再確認」が進行する一九九〇年代半ば、台湾の民主化をめぐって中台関係が緊迫していた。とりわけ、九六年三月に実施された台湾初の総統直接選挙に向けて、中国の人民解放軍が大規模な軍事演習を実施したことは、世界的に中国脅威論を高める契機となった。その結果、日米同盟の変化は中国を標的にしたものであり、その意味で日米同盟は「再定義」されたという見方が優勢になる。その解釈は、中国ではむしろ「常識的」理解となり、ここに、日本の「普通の国」化とは、国際舞台での軍事的役割の拡大を求める路線であると同時に、中国と対抗するための軍事化路線への傾斜であるという意義づけが生まれるのである。

しかし、日米同盟の「再確認」を促した主要な要因は、冷戦が終焉することによって日米同盟が漂流することへの危機意識と、一九九四年の朝鮮半島危機であった。⁹⁾すなわち、冷戦後の新たな脅威に対抗するための同盟の強化というよりは、このままでは日米同盟が冷戦後の国際環境の変化や新たな問題に的確に対応できないのでは

ないかという、日米同盟の脆弱性に対する危機意識こそがその「再確認」を要請したのである。

冷戦終焉後に多極化を志向する発想が各国に生まれたのはむしろ自然であり、それは日本も例外ではなかった。一九九四年八月に提出された防衛問題懇談会による「日本の安全保障と防衛力のあり方」⁽¹⁰⁾は、日米同盟の重要性に対する見方を変えたわけではないものの、日本の多国間安全保障への対応を強調する視点を打ち出した。それに対して当時のクリントン政権は、日米同盟が弱体化するのではないかという危機意識を抱いた。そこで米国は、九五年二月に発表した「第三次東アジア戦略報告（通称「ナイ・レポート」）」⁽¹¹⁾で、多角的安全保障はあくまで二国間同盟を補完するものであるとする論点を明示的に打ち出した。それに対して日本政府は、同年一月に成立した「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱について」（いわゆる「新防衛計画の大綱」）で日米同盟の中核的重要性を「再確認」し、米国と歩調を合わせた。⁽¹²⁾

以上の流れを決定的にしたのが、一九九四年にピークに達した朝鮮半島危機であった。それは、具体的には、一九七八年に策定された「日米防衛協力のための指針」（通称「ガイドライン」）の改定という動きを生んだ。七八年のガイドラインは、「侵略を未然に防止するための態勢」、「日本に対する武力行使に対しての対処行動等」、および「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」という三つの領域での日米協力のあり方を定めたが、第三のいわゆる「極東有事」の際の協力については、日本が抱える諸々の制約ゆえに、中身に関する実質的な協議は停止状態にあった。そして、九四年にクリントン政権が北朝鮮の核施設に対する空爆を真剣に考慮すると、日米間で「極東有事」の際の軍事協力に関する協議が全く進んでいなかったことが、危機意識をもって捉えられたのである。⁽¹³⁾

筆者個人の経験としても、当時米国側と安全保障問題の議論を交わす際に、「朝鮮半島で米国の兵隊が血を流しているときに、日本が何もしなければ日米同盟は終わりだ」という趣旨の発言を向けられたことを思い出す。

そしてそれは、日米当局者の間で交わされていた会話でもあった。⁽¹⁴⁾ すなわち、「ガイドライン」の改定に象徴される日米同盟の「再確認」とは、中国を意識して日本の軍事的役割の拡大を求めたものではなく、日本が何もしないことによる日米同盟の崩壊を防ごうとする試みであったのである。⁽¹⁵⁾

こうした経緯を経て策定、公表されたのが、一九九六年四月に橋本龍太郎首相とビル・クリントン大統領により署名された「日米安全保障共同宣言」である。共同宣言は、日米安保関係が「二一世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認」し、以下の五つの分野で協力を進めることを謳った。⁽¹⁶⁾

- (a) 防衛政策並びに日本における米軍の兵力構成を含む軍事態勢。
- (b) 一九七八年の「日米防衛協力のための指針」の見直し。日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究、日米間の政策調整。
- (c) 「日本国と自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(一九九六年四月一五日署名) を歓迎。
- (d) 技術と装備の分野における相互交流。
- (e) 大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散防止。弾道ミサイル防衛に関する研究。

以上の五つの領域のうちで重要であったのは、周辺事態への対応に備えた「ガイドライン」の見直しであった。とりわけ、一九七八年の「ガイドライン」では具体的に触れることのできなかった「極東有事」を「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)」として規定し、周辺事態への対応

を以下のとおり具体的に取り決めたことは、冷戦後の新しい展開であった。⁽¹⁷⁾

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

(ロ) 捜索・救難

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

(ニ) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

(ロ) 後方地域支援

(3) 運用面における日米協力

しかし、ここで定められた日本の新たな活動が、依然として憲法九条に由来する様々な制約を課せられていることはいうまでもない。たとえば、周辺事態が「日本の平和と安全に重要な影響を与える場合」と規定されたのは、専守防衛原則に基づくものであり、米軍の後方支援において、戦闘地域での活動と米軍と一体化する行動が禁じられているのも同様である。こうして、一九七八年の「ガイドライン」では手つかずであった周辺事態への対応が盛り込まれたという新しさを有する新「ガイドライン」ではあったが、その内実は、本来であれば制定当初に整えられるはずのものが、憲法の制約を抱えたままようやく実現したという意味で、基本的に「再確認」の域を出ないともいえるのである。その意味で、日米同盟「再確認」後ではあっても、憲法を基盤とする戦後日本

の安全保障政策の本質は依然として不変であり、そこでの日本の「普通の国」化にはまだ多くの制約が残っていることの方が実態としては重要であった。

人間の安全保障

国際平和協力への自衛隊参加、および日米同盟の「再確認」を以上のように整理すると、日本外交の「普通の国」化とは、安全保障政策の最低限の基盤を整備する過程であったということができよう。そうだとすれば、そのことだけをもって冷戦後日本外交の変化を意義づけることは、実態の半分も説明していないということになる。「普通の国」化は、本来それ自体が目的ではなく、何らかの外交目標を達成するための前提に過ぎないといえるからである。その点で示唆的なのが、「普通の国」化が進行するとともに一九九〇年代後半に登場した、人間の安全保障である。

日本外交の中心的課題として人間の安全保障が提起されるにあたって、その基本的動機として重要であったのは、冷戦後の国際社会において日本の強みを活かした役割を模索しようとする発想であった。それが前面に登場したのは、小淵恵三内閣の時であったが、小淵の側近として人間の安全保障の推進で重要な役割を果たした武見敬三元参議院議員は、以下のように説明する。⁽¹⁸⁾

戦後日本の平和主義は、近隣諸国への軍事的侵略への深い反省に立って、軍事的役割を完全に否定する一國平和主義であった。しかし、冷戦が終焉すると、一國平和主義は、新たな現実を前にして妥当性を喪失した。……

今日本に必要なのは、国際社会における責任ある一員としての地位を確保し高めるための、新たな未来志向の平和主義の構築である。人間中心の二二世紀において、一國平和主義は、個人の価値を重視した平和外交へと脱皮しなければ

ならない。それは、国際社会の最前線で日本国民が求めるべき役割であり、その柱が人間の安全保障なのである。

日本外交が人間の安全保障を積極的に唱えるようになる契機は、一九九七年のアジア通貨危機に端を発する一連の経済危機であった。その時武見は、外務政務次官として小淵恵三外務大臣を支える立場にあった。小淵は、一九八年五月四日、シンガポールにおける「二一世紀への展望―日本と東アジア」と題する政策演説で、以下のよう

に述べ、外務大臣としてはじめて人間の安全保障を唱えた。⁽¹⁹⁾

経済危機において、最もしわ寄せを受けやすいのが、貧困層、高齢者、障害者、女性・子供等の社会的弱者です。健康や雇用といった問題は、「人間の安全」（ヒューマン・セキュリティ）に関わる問題であり、従来より我が国はこのような社会開発分野への取り組みに対して政府開発援助（ODA）により積極的に支援を行ってきていますが、今後この分野の協力を一層拡充していきたいと考えています。

小淵が日本外交の中心的課題として人間の安全保障を推進するにあたって、長年アジアおよび世界の市民社会の間で知的交流を活発に推進してきた日本国際交流センター理事長の山本正が果たした役割も大きかった。一九九八年一二月、首相となった小淵は、日本国際交流センターが主催する「アジアの明日を創る知的対話」で基調演説を行い、日本外交の柱としての人間の安全保障の考え方を詳細に説明した。⁽²⁰⁾ さらにその二週間後、ハノイで開催されたASEAN+3首脳会合に出席した小淵は、国連に「人間の安全保障基金」を設立する構想を発表した。そして、翌九九年三月に、小淵の提案通り、国連に「人間の安全保障基金」が設立されたのである。

二〇〇〇年五月に小淵が死去し森喜朗が後継となると、人間の安全保障は、森内閣にも継承された。二〇〇〇年九月に国連ミレニアム・サミットに出席した森は、以下のように述べた。⁽²¹⁾

我が国は、人間の安全保障を外交の柱に据え、二一世紀を人間中心の世紀とするために全力を挙げていく考えです。このような人間中心の取組を推進していく上で、国連はより積極的な役割を果たさなければならず、また、果たすこと

が期待されております。我が国は、このことを踏まえ、昨年三月、国連に設置された「人間の安全保障基金」に対して、これまで九〇億円以上の拠出を行いました。近い将来、この基金に更に一〇〇億円程度を目指して拠出したいと考えております。

その時期日本政府は、国連の場における人間の安全保障の推進を、国連安保理の常任理事国入りを目指す日本外交の柱としても意識していた。しかし、諸外国の多くの論者は、常任理事国入りが「本音」で、人間の安全保障は「建前」であるとの認識を持つ傾向にあった。そして、日本政府の常任理事国入りの願望が自己目的化した「本音」であるにとらえる感覚は、「普通の国」化を軍事的役割も含めて一種の大国化路線を目指すものとみなす感覚でもあった。すなわち、上述した国際平和協力も、日米同盟の「再確認」も、そして人間の安全保障（の推進による国連外交）も、すべて冷戦後日本の「普通の国」化という趨勢を形成するものとして理解される傾向にあったのである。二〇〇五年に向けて日本の安保理常任理事国入りを目指す外交が活発化した際に、中国や韓国による反対が明示的に表出した背景には、こうした日本の「普通の国」化に対する根強い認識があったといつてよいだろう。

繰り返したが、これまでの考察が示したように、日本の「普通の国」化の実態は、何か大きな外交路線の転換を目指すというよりは、むしろ冷戦後の現実に直面して最低限の役割を模索しようとするものであった。その意味で、一九九一年の湾岸戦争の際に実質的に何もできなかったことをトラウマとする変化であったのである。そして、その変化を促した基本的な動機は、むしろ国際主義的なものであった。

人間の安全保障を推進する日本外交の動機がリベラルな国際主義的なものであることは、本来であれば改めて強調するまでもないだろう。同時に、様々な制約を抱えるなかで日本の強みを能動的に発揮しようとする発想に支えられていたことが、人間の安全保障を推進しようとする日本外交の重要な特徴であった。そして、国際平和

協力や日米同盟の「再確認」が、「普通の国」であればどうの昔に行っているべきことをようやく実現したものであったとすると、人間の安全保障は、「普通の国」としての外交にいわば底を張った日本が、さらに能動的な外交を求めたという関係性を確認することもできるだろう。

冷戦後日本外交をめぐる政治

さて、冷戦後日本外交の変化に関する以上のような体系的理解が、日本の政治や社会のコンセンサスになっていったかといえ、決してそうではなかった。それどころか、国連平和維持活動への自衛隊の参加や、日米同盟の「再確認」を、日本の「主体性」確保を自己目的化するかのような保守的な衝動から理解し、利用しようとする日本の政治的アクターは、必ずしも少なくはなかった。そして、彼らにとつては、究極的には憲法改正につながる変化こそが「普通の国」化のあるべき姿であり、人間の安全保障は、そうした保守的な問題意識とは何ら接点をもたない、「浮ついた」外交に他ならなかった。

必ずしも概念定義ではないが、冷戦後日本外交の変化という脈絡のなかでみると、本稿のいう保守派は以下のことを信じ、そこから外交をめぐる政治的立場を形成しているといえるだろう。

- (1) あのと戦争の勝者によって押しつけられた戦後憲法は日本外交を不当に制約するものであり、日本が主権国家として自立した外交を行うためには、憲法九条の改正が不可欠である。
- (2) 明治維新以降の日本を当事者とする戦争は、とりたてて特別の侵略戦争であったわけではなく、むしろ世界史のなかで相対化されるべきである。日本の進歩派の議論はいうにおよばず、たびたび表明される戦後日

本政府の公式見解も、むしろ「自虐的」である。

(3)戦後日本外交はあの戦争の歴史によって過剰に制約されており、とりわけ国家安全保障、および歴史問題や領土問題をめぐる中国や韓国との外交において、主体性を欠いていた。

保守派の政治的言動を観察すると、個別的な争点が浮かび上がると上記の認識に根差した政治的言動が強く表出はするものの、それらは基本的に個別的な異議申し立てに終わっており、必ずしも戦後日本外交の基盤を覆す体系的な外交戦略論として提起されているわけではないことに気づく。そして、彼らが政治的攻撃を向ける対象は、戦後憲法や戦後日本外交（とりわけ近隣諸国との歴史問題や領土問題）に関してリベラルな立場に立つ論者や政治アクターであり、中国や韓国との関係が国内政治対立の争点になると両国にも攻撃の矛先が向くことになる。保守派の問題意識が必ずしも体系的な外交戦略の観点から整理されていないことは、彼らの日米同盟に対する複雑な心境が明示的に物語っている。保守派の思想からすれば、とりわけあの戦争にまつわる歴史問題および戦後憲法の正当性に関する限り、米国こそが彼らにとつて最大の攻撃対象になるはずである。しかしながら、そうした思想を軸にした外交戦略は、文字通りサンフランシスコ講和体制とそこに深く根を下ろした日本の戦後レジームを否定する革命的な意味をもつはずである。保守派は個別の問題では思想的立場にこだわりながらも、そうした革命的な外交を志向しているわけではなく、保守派にとつても、現実の世界では日米同盟を基盤にしなければ日本外交の展望は開けない。そこで保守派は、日本の防衛も含めた安全保障問題に対処する局面では、必然的に日米同盟の重要性を強調せざるを得ない。そして、そこに存在する思想と現実のギャップは、保守派の外交が結局は体系的戦略として形にならないことを示しているといえるのである。

周知のとおり、こうした保守派の衝動は、戦後日本社会に一貫して存在していた。それが冷戦後日本の国内政

治で大きな存在感を示すようになった重要なきっかけは、一九九四年六月の日本社会党の村山富市を首班とする自社連立政権の誕生であった。首相となった村山は、九四年七月一八日、国会における所信表明演説で、「私は、日米安全保障体制を堅持しつつ、自衛隊については、あくまで専守防衛に徹し、国際情勢の変化を踏まえてそのあり方を検討し、必要最小限の防衛力整備を心がけてまいります」と述べ、あつさりとそのまでの社会党の存立基盤といつてもいい大原則を覆したのである。その結果社会党の支持基盤は崩壊し、翌九五年七月の参議院議員選挙で社会党は大幅に議席を減らした。さらに、九六年一月に社会民主党へと改組して党の立て直しを図るも、村山退陣後自民党の橋本龍太郎首相の下で行われた九六年一〇月の衆議院議員選挙では、わずか一五へと議席数を激減させた。

それは、第一義的には、外交をめぐる日本政治の舞台から左のアイディアリズムが退場した現象として理解できるだろう。しかし、まさにその結果、右の保守的なアイディアリズムが浮上してきたことは、同様に重要な政治現象であった。一九五五年体制を、戦後憲法と日米安保条約を基盤とする中庸の現実主義的「吉田路線」を左右のアイディアリズムが挟み撃ちにしたものとしてとらえ²³⁾ると、一方では、左の自壊によって一九五五年体制自体は終焉したといえる。しかし他方、右の保守的アイディアリズムの台頭は、外交をめぐる政治が未だ一九五五年体制を乗り越えていないことを示している。左のアイディアリズムがそうであったように、右のアイディアリズムも「吉田路線」の代替戦略を示せないことに、そのことが明瞭に表れているといえるだろう。

旧来の枠組みが壊れ、保守派の主張も戦後外交の代替を示せないとなると、残るのは外交論争と政策の混乱ということになる。日本政治の保守化を冷戦後日本外交の変化の原動力としてみる諸外国の「普通の国」論は、そうした混乱の最たる例かもしれない。その意味において、一見逆説的にも、保守派主導の個別的な外交政策があたかも一定の体系を伴って日本を保守的な「普通の国」路線に導いているようにみえてしまうのは、実は彼らに

は体系的な代替戦略がないからに他ならないのである。

基本的に上記のような保守的な衝動に基づく外交政策を明示的に展開したのは、安倍晋三政権期（二〇〇六年九月―〇七年九月）の安倍晋三首相と麻生太郎外務大臣であったろう。安倍は、首相になる前から、日米豪印による「民主主義同盟」の考えを表明していた。⁽²⁴⁾ また、麻生は外務大臣として「自由と繁栄の弧」構想を展開した。⁽²⁵⁾ 敗戦と占領に由来する制約が戦後日本から自立を奪ったと認識する保守派が自立外交のテーマとして普遍的価値を語るの、外交政策として一見ミスマッチにもみえるが、そこに中国要因がからむと、あたかも「対中戦略」として意味をもつかのような響きになる。しかし、日本の保守的衝動と一体化した対中外交に共鳴する国は、ほとんど存在しない。ましてや、日本が中国と対抗するために一国で単独の戦略をもつことなどはできないから、結局そこに残るのは、保守的な衝動がもたらす政策上の、そして政治的な混乱ということになる。

こうして「普通の国」論をめぐる混乱は、まさに冷戦後日本の政治における保守派の位置づけと意義づけに関する理解の混乱を反映したものであると結論づけられるだろう。

おわりに

本稿は、日本の多くの論者が「普通の国」論を語るべきの問題意識と、諸外国における優勢な理解との間には根本的な溝があること、そして日本政治の保守化現象がその混乱の源にあることを論じた。そのことを日本の外交と政治の問題としてとらえ直してみると、当初むしろ国際主義的な発想から進んだ「普通の国」化が、一九九〇年代後半から優勢になる保守的雰囲気絡めとられるという展開をどのように理解すべきか、という分析上の課題を指摘することができるだろう。

それを考える際に重要なのは、日本の政治の保守化現象の問題を、本稿が提起しようとした問題意識からとらえる感覚が、日本の政治と社会にほとんど存在しないことである。それは、中国への違和感や北朝鮮問題等に関する保守派の主張が、多くの日本人の一般的感覚からして、むしろ当然のこととして受け止められるからである。それは単に国民一般のみならず、国政や外交を預かる多くの政治家にとっても同様であるように思える。

すると、「普通の国」論をめぐる混乱が示す日本外交の問題の根は、相当深いということになる。ただ、ここでの「救い」は、そもそも戦後日本の外交に、保守派が最終的に提起しようとしている戦後憲法やあの戦争をめぐる問題に関して、それほど本質的な代替案があるわけではないという現実である。その結果、戦後日本の外交をめぐる政治が、本稿で論じたような混乱からなかなか脱することができない一方で、日本の外交は一種の「みえざる手」によって収まるべきところに収まるという展開を繰り返してきた。²⁶⁾ 冷戦後の日本外交に関しても、その枠組みに基本的な変化はなさそうである。

本稿で論じた冷戦後日本外交の「普通の国」化の実態は、そうした基本的枠組みのなかでの変化として理解されるべきだろう。そして、その枠組みを根底で支えているのが、戦後憲法と日米安保条約に他ならない。その両者は、まさにあの戦争の歴史に由来する仕組みであり、その意味で保守派の問題提起の思想的な矛先はそこに向いている。しかし、予見できる将来、その両者に根本的な変更が加えられる見込みはない。逆説的にも、「みえざる手」の基盤が強固であればあるほど、保守派によるその基盤への攻撃も継続するという現実が成立することになる。その意味で、戦後日本外交に対する保守派の異議申し立ては、諸問題に対する「解決」を提示するものというよりは、問題の根の深さを示す「症状」に他ならないといえるだろう。

では、その「みえざる手」によって導かれる日本外交の実態は何なのか。筆者はかつて、それは実質的な「ミドルパワー外交」であると論じた。²⁷⁾ リチャード・サミュエルズは「日本の修正主義者が勢いを失うことは十分に

あり得ることだ⁽²⁸⁾」と論じ、「一九三〇年代のように世界政治の中心に立つわけでもなく、冷戦時代のように周辺にいるわけでもない⁽²⁹⁾」変化がこれからの日本外交に起きるだろうと予想する。日本の「普通の国」化が国際主義的潮流の下で進行しようとしていた一九九〇年代はじめに、船橋洋一は「グローバル・シビリアン・パワー」というコンセプトを提示し⁽³¹⁾、それは、九九年に小渊首相の下に設置された「二一世紀日本の構想懇談会」の最終報告書でも採用された⁽³²⁾。

それぞれ論点を異にする部分もあるが、これらの日本外交論は、戦後憲法と日米安保条約を基盤とする「みえざる手」に導かれる日本外交の正体を明らかにしようとする知的試みとしての共通性をもっている。「普通の国」論がもう一度想起すべきことは、保守派の台頭により混乱した政治状況や外交言説の表層にとらわれることなく⁽³³⁾、冷戦後日本外交の変化とは依然として強固である「吉田路線」の基盤を前提とするものであるという基本的な視点だろう。

- (1) たかえび, Kenneth B. Pyle, *Japan Rising: The Resurgence of Japanese Power and Purpose* (New York: Public Affairs, 2007).
- (2) 五百旗頭真『戦後日本外交史(新版)』(有斐閣、二〇〇六年)。
- (3) 信田智人『冷戦後の日本外交—安全保障政策の国内政治過程』(シネルヴァ書房、二〇〇六年)。
- (4) 西原正, シェームス・モリーー編著『台頭するベトナム—日米はどう関るか』(中央公論社、一九九六年)。
- (5) L. William Heinrich, Akiko Shibata and Yoshhide Soeya, *United National Peace-keeping Operations: A Guide to Japanese Policies* (New York: United Nations University Press, 1999), p. 20.
- (6) Ibid., pp. 24–32.
- (7) 「国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針(いわゆるPKO参加五原則)」(<http://www.mofa.go.jp/>)

- Mofaj/gaiko/pko/pko_sanka.html)
- (8) 『This is 読売』(一九九五年五月)、一四九頁。
 - (9) 船橋洋一『同盟漂流』(岩波書店、一九九七年)。
 - (10) http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/worldjpn/documents/texts/JPSC/19940812_01J.html
 - (11) U. S. Department of Defense, "United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region" (February 27, 1995). (http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/worldjpn/documents/texts/JPUS/19950227_01E.html)
 - (12) 「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱について」(一九九五年一月二十八日)。(<http://www.kantei.go.jp/singi/ampoboue/sankou/951128taikou.html>)
 - (13) Don Oberdorfer, *The Two Koreas: A Contemporary History* (New York: Basic Books, 1998), pp. 312-316.
 - (14) 船橋『同盟漂流』。
 - (15) Yoshitake Soeya, "The China Factor in the U. S.-Japan Alliance: The Myth of a China Threat," *Journal of East Asian Studies*, Vol. 2, No. 2 (August 2002).
 - (16) 「日米安全保障共同宣言——二一世紀に向けての同盟」(一九九六年四月一七日)。(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kyoryoku.html>)
 - (17) 「日米防衛協力のための指針の見直しの終了」(一九九七年九月三三日)。(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kyoryoku.html>)
 - (18) Keizo Takemi, "Evolution of the Human Security Concept," paper presented at "the Fourth Intellectual Dialogue on Building Asia's Future," 16-17 March 2002, Kisarazu, Japan, http://www.jcie.or.jp/thinknet/pdfs/health_takemi.pdf, pp. 46-47.
 - (19) 小渕外務大臣政策演説「二一世紀への展望——日本と東アジア」(一九九八年五月四日)。(http://www.mofa.go.jp/Mofaj/press/enzetsu/10/eo_0504.html)
 - (20) 小渕総理大臣演説「アジアの明日を創る知的対話」(一九九八年二月二日)。(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/10/eos_1202.html)

- (21) 森総理大臣演説「国連ミレニアム・サミットにおける森総理演説」(二〇〇〇年九月七日)。http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/12/ems_0907.html
- (22) 「衆議院会議録情報第一三〇回国会本会議第一号」(一九九四年七月一八日)。<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/130/0001/13007180001001a.html>
- (23) 添谷芳秀「戦後日本外交史―自立をめぐる葛藤」日本国際政治学会編『歴史の中の国際政治』(有斐閣、二〇〇九年)。
- (24) 安倍晋三『美しい国へ』(文藝春秋、二〇〇六年)、一六〇頁。
- (25) 麻生外務大臣演説「『自由と繁栄の弧』について」(二〇〇八年三月二二日)。<http://www.mofa.go.jp/policy/pillar/address0703.html>
- (26) 添谷芳秀『日本の「シドルパワー」外交』(ちくま新書、二〇〇五年)。
- (27) 同右。
- (28) Richard J. Samuels, “Japan’s Goldilocks Strategy,” *The Washington Quarterly* (Autumn 2006), p. 121.
- (29) *Ibid.*, p. 125.
- (30) Richard J. Samuels, *Securing Japan: Tokyo’s Grand Strategy and the Future of East Asia* (Ithaca: Cornell University Press, 2007).
- (31) Yoichi Funabashi, “Japan and the New World Order,” *Foreign Affairs* (Winter 1991/92).
- (32) 二一世紀日本の構想懇談会「日本のフロンティアは日本の中にある―自立と共生で築く新世紀」。<http://www.kantei.go.jp/jp/21century/houkokusyo/index1.html>。「二一世紀日本の構想」懇談会、河合隼雄監修『日本のフロンティアは日本の中にある―自立と共生で築く新世紀』(講談社、二〇〇〇年)。
- (33) その意味でインタビューや言説分析を主要な拠り所とした日本外交論には大きな限界がある。